

(宛先) 伊勢原市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、伊勢原市内に居住していることを伊勢原市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを伊勢原市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を伊勢原市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を伊勢原市が確認すること。

太枠の中を保護者が記入・押印し、提出してください（裏面もあります）。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話:		
※原則、口座名義人と同一						

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 新2号	<input type="checkbox"/> 新3号	認定番号	
生年月日	年	月	日	フリガナ
上記の請求対象期間における住所				氏名
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した				
上記で転入または転出に該当する場合は転入・転出日を記入				年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入してください

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	
1の「請求者」と口座名義人が異なる場合は、次の委任欄に記名・押印してください。 次の請求金額の受領に関する一切の権限を口座名義人に委任します。 (施設等利用給付認定保護者氏名)			

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※1 ※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※1	支払額合計 (c) = (a) + (b)	月額上限額 ※3 新2号: 37,000円 新3号: 42,000円 (d)	請求額① (c) と (d) を比較して小さい方
月	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円

【注】 認可外保育施設等と幼稚園等の「預かり保育」を併用し、預かり保育の利用費について別に請求を行う場合は、下表に記入してください。

利用月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※1 ※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※1	認可外保育施設等支払額合計 (c) = (a) + (b)	月額上限額 新2号: 11,300円 新3号: 16,300円 (x) ※4	幼稚園等の「預かり保育」の補助請求額 (y)	認可外保育施設等の補助上限額 (Z) = (x) - (y)	請求額② (c) と (z) を比較して小さい方
月	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円
月	円	円	円	円	円	円	円

請求額合計 (= 請求額① + 請求額②)

※1 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書（子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書）をすべて添付してください。

※2 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※3 月額上限額は、施設等利用給付新2号認定の場合は月額37,000円、新3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は日割りでの計算となります。

※4 月額上限額は、施設等利用給付新2号認定の場合は月額11,300円、新3号認定の場合は16,300円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は日割りでの計算となります。

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話：			
契約している利用料 ※5		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円
②	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話：			
契約している利用料 ※5		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円
③	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話：			
契約している利用料 ※5		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円
④	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話：			
契約している利用料 ※5		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円

※5 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。
利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

ご注意ください

[無償化の対象となるための手続きはお済ですか？]

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定（新2号認定など）」を受けている必要があります。認定を受ける前や有効期間外に利用したサービスは無償化の対象外です。
- 保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育施設等に在園していない、3歳児クラス以上で保育の必要性の認定を受けた子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスで保育の必要性の認定を受けた子どもが対象です。

[記入漏れはありませんか？ 添付書類は揃っていますか？]

- 請求書の記入漏れや、「領収証」「提供証明書」（ファミリー・サポート・センターを利用の場合は「活動報告書」）など添付書類に不足がある場合は、施設等利用費の給付を受けられません。

[期限までに提出してください]

- 認可外保育施設等の利用にかかる費用の請求は、3カ月毎の償還払いです。次の各請求月の25日（25日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までに、請求書類を揃えて伊勢原市子ども育成課に提出してください。
- 4～6月分→7月請求、7～9月分→10月請求、10～12月分→1月請求、1～3月分→4月請求
※ 12月分や3月分などの提供証明書や領収証の発行が請求手続きに間に合わない場合は、次回請求月に繰り越して請求できます。（10～11月分を1月に請求、12～2月分を4月に請求）

[幼稚園の「預かり保育」との併用について]

- 在籍する幼稚園等について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合に限り、併用する認可外保育施設等の利用料も預かり保育と合算での上限額の範囲内で無償化（補助）の対象となります。
- 預かり保育にかかる施設等利用費の請求については、別に手続きが必要です。